

随意契約理由書

本工事は、大阪府立佐野高等学校に昇降機の設置を行うものです。

本工事は大阪府立佐野高等学校昇降機設置工事(その2)により、日本オーチス・エレベータ株式会社西日本支社が納入した機器を使用のうえ、設置工事を行うものです。使用する機器は製造者独自の仕様で構築されているため、仕様及び性能等に熟知した製造事業者でなければ、安全かつ適切に設置工事を行えません。

以上のことから、本工事を実施できるのは、本昇降機設備の製造者である、日本オーチス・エレベータ株式会社西日本支社のほかになく、同者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば、同者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものです。